（私立学校法施行規則の一部改正）

第二条　私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項第一号中「変更に係る事項」の下に「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。附則第十二項において「認定こども園法」という。）第十七条第一項の設置廃止を伴わない名称の変更に係る事項」を加える。

附則に次の一項を加える。

12　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）附則第三条第一項の規定により認定こども園法第十七条第一項の設置の認可があったものとみなされたこと（以下この項において「みなし認可」という。）に伴い寄附行為を変更しようとする場合における法第四十五条第一項（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一　法第三十条第一項第一号（法第六十四条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる事項のうち、みなし認可に伴う法令の名称の追加又は削除に係る事項

二　法第三十条第一項第二号（法第六十四条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる事項のうち、次号の名称の変更に伴う変更に係る事項

三　法第三十条第一項第三号（法第六十四条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる事項のうち、みなし認可に伴う学校の種類の変更に伴う変更に係る事項

（大学設置基準の一部改正）

第三条　大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項の表中「附属学校」の下に「又は附属幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園であつて、大学に附属して設置されるものをいう。）」を加える。

別表第三イの表備考第六号中「他の学校」の下に「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

（高等専門学校設置基準の一部改正）

第四条　高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第五項中「他の学校」の下に「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

（社会通信教育規程の一部改正）

第五条　社会通信教育規程（昭和三十七年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項」を「法第四十三条」に改める。

（学校法人会計基準の一部改正）

第六条　学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所」を「幼保連携型認定こども園」に改める。

「第六章　認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人に関する特例」を「第六章　幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人に関する特例」に改める。

第四十条中「認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項に規定する認定こども園をいう。）である同法第三条第二項の幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。）」を「幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）」に改める。

（短期大学設置基準の一部改正）

第七条　短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二イの表備考第六号中「他の学校」の下に「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

（専門職大学院設置基準の一部改正）

第八条　専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「及び特別支援学校」を「、特別支援学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」に改める。

（独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部改正）

第九条　独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第六条（見出しを含む。）中「保育所」を「保育所等」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　第六条の規定による改正後の学校法人会計基準第六章の規定は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に開始する会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用し、施行日前に開始した会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

○文部科学省令第十四号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）の施行に伴い、及びへき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第五条の二及び第五条の三の規定に基づき、へき地教育振興法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十日　　文部科学大臣　下村　博文

へき地教育振興法施行規則の一部を改正する省令

へき地教育振興法施行規則（昭和三十四年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「郵便窓口業務の委託等に関する法律」を「簡易郵便局法」に改め、同条第十号中「第二十三条」を「第二十一条」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第十号の改正規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

○厚生労働省・経済産業省令第一号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十九条第四項及び第六項第二号、第三十二条第二項、第三十八条第二項及び第四項、第三十九条第一項並びに第五十条の六第一号及び第二号の規定に基づき、並びに同法及び関係法令を実施するため、独立行政法人情報処理推進機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

経済産業大臣　宮沢　洋一